

福祉サービス第三者評価  
評価結果報告書  
令和4年度

社会福祉法人 さとり  
ナーサリースクールT&Y南台

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

# 目次

## サービス第三者評価結果報告書

### ◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

### ◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

#### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

#### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

### ◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

#### A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

#### A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

#### A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

## 福祉サービス第三者評価結果の概要

### ①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

### ②施設・事業所情報

名称:	ナーサリースクールT&Y南台
種別:	認可保育所
事業所代表者氏名:	(園長) 大澤 みどり
定員(利用人数):	60名(利用者:59名)
所在地:	〒252-0314 神奈川県相模原市南区南台1-4-20
TEL/FAX:	TEL/ 042-851-5828 FAX/ 042-851-5829
ホームページ:	<a href="http://satori-hoikuen.com/">http://satori-hoikuen.com/</a>
開設年月日:	2012年4月1日
経営法人・設置主体:	社会福祉法人さとり

職員数	常勤/非常勤	常勤:16名	非常勤:5名
	専門職員(名称)	保育士:21名	栄養士:1名(委託業者)
		調理員:3名(委託業者)	

施設状況

保育室:3室	トイレ:7ヶ所
調理室:1室	事務室:1室
園庭:屋上遊技場 139.82㎡ (建物隣に公園有り)	

### ③理念・基本方針

**【保育理念】**  
 ・子ども一人ひとりを大切に、保護者との一体感を持ち、地域との交流を深め、愛される保育園を目指す。

**【保育方針】**  
 豊かな人間性を持った子どもを育成する。

**【保育目標】**

- ・心身共に豊かな子ども
- ・たくましい体づくり
- ・思いやりのある子ども
- ・意欲を持つ子ども
- ・自分で考えて行動する子ども

④施設・事業所の特徴的な取組

◆異年齢保育の実施  
 3,4,5歳児は一緒に生活しながら、小さい子は大きい子を見本に、時に助けられながら自然とたくさんのことを学んでいる。大きな子は小さな子を助けながら自覚を持ち、当番活動や遊び、生活全般をリードしている。ただし、クラス活動も大切にし、その年齢ならではの活動もじっくり行えるように配慮している。

3歳未満児では緩やかに各クラスを仕切り、お互いの生活や活動を意識しながら、担任とじっくりと愛着関係を深め、年齢なりに友達を意識し、少しずつ関わりや遊び、興味関心が広がるような保育を心がけている。コロナ禍で難しくはなったが、戸外への散歩などは、年齢の違うクラスと一緒に手つなぎで出かけたりしている。

◆ECC  
 ECCによる英会話(年間22回。2, 3, 4, 5歳児が無理のないレッスン時間と内容で楽しんでいる。)

◆空手  
 5歳児、5歳に進級時前の1月から月1回の講師を招き練習し、年末の発表会では保護者に披露している。胴着を着用し、5歳児ならではの姿を見せ、子どもたちの自信にもなっている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日:令和4年8月9日	訪問調査日:令和4年12月21日
評価結果確定日:令和5年4月13日	

受審回数(前回の時期)

1回(前回:2017年度)

## ⑥総評

## ◇特長や今後期待される点

1)「言葉がけ」を大切に一人ひとりに寄り添った保育を行っています

子どもに対する「言葉がけ」を大切にしています。内部研修で取り上げたり、倫理規程にも具体的に例をあげ、使ってはいけない言葉が示されています。職員会議で確認し合い、保育の場面で実践しています。全体への指示が理解できず動けない外国籍の子どもや障害のある児童には、個別に丁寧に言葉がけをし行動を促しています。基準より多く保育士が配置され、一人ひとりに寄り添った保育を行っています。

2)絵本コーナーが充実しています

空きスペースの小部屋を利用した絵本コーナーがあります。量も豊富で、子どもたちの興味関心に即した絵本や、定番絵本など、様々な絵本が揃っています。子どもたちが自由に絵本を出して読めるように揃えられ、絵本を読むことで豊かな人間性に繋がることが期待されます。今後も増やしていき、地域への貸し出しを行う等、さらなる活用が望まれます。

3)研修による職員育成が期待されます

全体的な計画に職員の資質向上・専門性向上に向け研修計画を作成し、取り組む旨が明記されています。園では今年度まで「保育士等キャリアアップ研修」を主任・副主任等を対象に研修受講の機会を確保し支援してきました。対象者は専門リーダーや分野別リーダーの資格を取得し、今後専門的知識・技能を保育の現場で発揮されることと期待されます。個人別年間研修計画を策定し、階層別研修等への継続的な参加と、非常勤職員の教育・研修の実施が期待されます。

4)事業計画や手順書により職員の情報共有が期待されます

事業計画書並びに前年度の事業報告書は、例年法人が作成しています。園の自己評価で振り返り、課題・重点取組等の目標を掲げた独自の事業計画書を作成することが期待されます。また、保育計画は担当部門ごとに振り返り等を通して話し合っ作成されていますが、標準的な実施方法や手順書が文書化されていません。保育の水準を保つことを目的にした実施方法を定め、職員が共有する取組が期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

今回2回目の第三者評価を受けさせていただきました。園の方針や保育を見直す、良い機会になったと思います。

今回ご指摘頂いた項目に関しては、職員間で話し合い、改善に努めてまいります。優れている点については、これからも大切にしていきたいと思っております。これからも、子ども達が伸び伸びと過ごし、主体的に活動できるような保育園であるよう、職員で一丸となって運営していきたいです。

保護者の方にはお忙しい中、アンケートのご協力を頂きました。結果を今後に活かして行きたいと思っております。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

## 第三者評価結果（共通評価基準）

\*全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。

\*評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。

b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。

c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

法人の保育理念、及び園の保育方針、保育目標は明文化されており、入園説明会で「保育園のしおり（重要事項説明書）」により保護者へ周知が図られています。4月のクラス懇談会では保護者に保育目標の中の、『自分で考えて行動できる子ども』を説明し、伸ばしていきたい旨を伝えています。理念や方針、保育目標等は玄関・事務所等に掲示していますが、職員会議等での説明や保育への生かし方の話し合い等、職員への継続した取組を課題としています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	c
---	---	---

【判断基準】

a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。

c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

法人の園長会は現在、毎月リモートで開催されていますが、社会福祉事業全体の動向や地域の福祉計画、利用者の動向等の分析資料の提供はありません。園独自でも地域の特長・変化等経営環境や課題の把握・分析は実施出来ていません。相模原市の認可保育園園長会に毎月参加し、地域の情報はミーティング等で職員に周知していますが、園が位置する地域での保育ニーズの変化や経営環境等の把握・分析等は課題としています。

第三者評価結果

3 I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
  - ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
  - イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
  - ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
  - エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

法人はこの地域を中心に保育所の運営を展開しています。保育の内容や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等を掌握して現状分析に基づき、具体的な課題や問題点を明らかにしています。園は年度予算にもとづき運営していますが、法人から財務状況等、経営の情報が伝わっていない為、経営状況や改善すべき課題について、具体的に意識した取り組み出来ていません。また、職員にも経営状況や改善すべき課題等の周知は行われていません。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しては無く、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
  - ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。

- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>  
 法人では「中期計画(3～5年)」及び「短期計画(1～3年)」を作成し、ホームページで公開していますが、園での計画内容の確認は出来ませんでした。また、中・長期の収支計画はホームページ等でも確認できませんでした。中・長期の事業計画、及び収支計画の策定や、経営課題、問題点の長期にわたる改善・改革の取組が期待されます。策定にあたっては、数値目標や具体的な成果等を設定し、実施状況の評価を行える内容にすることが期待されます。また、中期計画の内容が職員に周知されることが期待されます。

5	<b>I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</b>	<b>C</b>
---	---	----------

- 【判断基準】
- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
  - b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
  - c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
    - ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
    - イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
    - ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
    - エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>  
 単年度の計画は、事業計画書として法人が作成し、例年ホームページで公開していますが、法人全保育園共通の内容の為、具体的な計画内容の記載がありません。また、今年度は公開されていません。園の計画は、保育内容について「全体的な計画」、「年齢別(クラス別)年間指導計画」に記載され、その他「子育て支援計画」、「職員育成・キャリアアップ研修計画」、「年間行事計画」等それぞれ項目別に計画されています。中期計画の内容を踏まえ、職員の参画のもと、園独自の計画の策定が期待されます。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6	<b>I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</b>	<b>b</b>
---	---	----------

- 【判断基準】
- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
  - b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
  - c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
    - ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
    - イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
    - ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。

- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>  
 法人共通の事業計画は園の職員等の参画はありません。現在の園の事業計画は、行事等の予算案だけの内容です。実質的には「年間指導計画」等項目別の計画を別途策定しています。「年齢別(クラス別)年間指導計画」や「職員育成・キャリアアップ研修計画」等は、職員が参画し、前年度の実態を踏まえ、意見の集約・反映の基で策定しています。今後、法人全体で事業計画の内容を検討され、計画書の様式を定めて各園ごとに年度の重点取組や項目別の計画を策定することが望まれます。

第三者評価結果

7	<b>I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</b>	<b>b</b>
---	--	----------

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。
  - ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
  - イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
  - ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
  - エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>  
 法人作成の事業計画は例年ホームページで公開され、保護者はいつでも閲覧することができます。保護者には入園説明会時に「保育園のしおり」を用い、事業計画の主な内容の説明をしています。今年度は事業計画の公開が実施されていませんが、主な内容は例年と同様です。保護者向けの年間予定表を、年度始めの保護者会で配布し、内容の説明をしています。園の職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定され、保護者会等で理解しやすいように説明することが期待されます。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8	<b>I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</b>	<b>b</b>
---	--	----------

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
  - ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
  - イ 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。
  - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
  - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>  
 毎年度末に、職員は園独自のフォームで「保育園の自己評価」と「保育士の自己評価」を実施し、振り返りを行い保育の質の向上に努めています。自己評価の内容は集計され、エントランスに掲示し、保護者や職員に周知されています。PDCAサイクルが取り組まれています。集計結果に基づいた職員の話し合いの場がなく、組織的に評価(C)が行われていないことを課題としています。日々、担任同士は会議前などに話し合いの場を持ち、保育の質の向上に努めています。会議内容は全て全職員が閲覧するようにしています。

9	<b>I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</b>	b
---	---	---

第三者評価結果

**【判断基準】**

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしていない。
  - ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
  - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
  - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
  - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
  - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>  
 自己評価の結果は園としてまとめられて公表し、職員間で課題の共有化が図られています。これまで公表はしてきましたが、取組状況や課題について話し合う機会を持っていません。評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定することが期待されます。保護者アンケートの結果も、掲示されていますが、これまでは保護者から率直且つ具体的な意見が聞けていないため、現在アンケート項目や内容を見直し、検討して実施する準備を進めています。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

10	<b>Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</b>	a
----	---	---

第三者評価結果

**【判断基準】**

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
  - ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
  - イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。

- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるように積極的に取り組んでいます。「なーさーりだより」(園だより)4月号では今年度の保育目標等を記載し、保護者に自らの役割と責任を伝えています。新年度には園内の職務分掌を作成し、職員には会議等で伝え周知しています。有事(災害・事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確にされています。

第三者評価結果

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
  - ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
  - イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
  - ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
  - エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は自ら短期大学等の外部研修に参加したり、法人園長会での研修や市の園長会後の園長研修にも積極的に参加して研鑽を積んでいます。利害関係者(取引事業者、行政関係者等)とは適正な関係を保持しています。職員に対して園の管理運営規定等の規則や職員の心得等を周知しています。環境への配慮等も含む幅広い分野について、遵守すべき法令の把握や取組を課題としています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
  - ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
  - イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
  - ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は保育の質の向上に向け、組織内に副主任2人体制を構築し、チーム力強化に取り組んでいます。主任、副主任の協力を得ながら園内研修を行うなど、保育の質の向上に努めていますが、課題を明確に把握して、組織的に取り組む等の指導力発揮についてはまだ課題があるとしています。職員とは年2回を目標に個別面談を行っています。面談では保育のコーナーづくりや散歩についての相談や悩みも聞いています。職員が休み時間取得や有給休暇、残業などで困っていないかヒヤリングし、困りごとに対してアドバイスしています。

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
----	---	---

第三者評価結果

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
  - ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
  - イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
  - ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
  - エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は保育方針、保育目標の達成に向けて、人員配置や職員の働きやすい環境整備等に取り組んでいます。配慮が必要な子どもには保育士を加配するなど具体的に取り組み、昼食時間等クラスに出向いて子ども達の様子を確認しています。経営要素の職員については園で把握していますが、物・金・情報は法人主管のため、園での経営改善の取組は限定的です。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。	b
----	--	---

第三者評価結果

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立しています。採用活動は法人が実施していますが、配属前に園長も面談しています。現在、派遣社員の採用なども実施していますが、人員不足の状態が解消していません。東京都に近く競争の厳しい立地条件のため、職員の満足度を上げて職員紹介制度などを通じた人材確保等の取組が期待されます。職員にキャリアアップ研修の受講を推進し、対象者に専門リーダー資格の取得を支援しています。

第三者評価結果

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
  - b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
  - c) 総合的な人事管理を実施していない。
- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
  - イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
  - ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
  - エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
  - オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
  - カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

<コメント>

法人は、人事基準を明確に定めています。職員は年2回園長・主任と面談し、専門性や職務遂行能力、職務に関する成果、貢献度等が評価されています。人事基準は公表されていますが、面接後に評価の結果が告知されていません。評価基準を明示して、面談結果を本人に告げ、現在の課題や今後の目標を相談する等の取組が期待されます。「職員の心得」が配布され、職員は業務規範を学んでいますが、「期待する職員像」の明示や自ら将来の姿を描けるような総合的な仕組みはありません。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
---	---

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
  - b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
  - c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
  - イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
  - ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
  - エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
  - オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
  - カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
  - キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
  - ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

園長は、職員の有給休暇取得状況や時間外勤務の実態を月初に把握し、就業状況を確認しています。有給休暇は有給申請簿で申し出ます。子育てや介護などで休暇の希望を申請した場合は、通常休みが取得できる環境にあり、職員同士がお互いに休日を調整し合っています。新入職員には担当者をつけて、職員の保育経験等によりOJT期間を設定し、指導に当たっています。人材の確保、特に常勤職員の増員を課題としています。職員体制の充足により組織の魅力を高め、働きやすい職場づくりへの取組が期待されます。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
  - b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
  - c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
  - イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
  - ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
  - エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
  - オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>  
 職員は年度末に、園及び保育士個人としての自己評価を行い、園長と面談をしています。以前は、年間目標を設定し、前期終了時及び後期に園長と面談で振り返りを行っていました。現在は職員の負担に配慮し、前期終了時の面接は中止して、年度末の自己評価を行っています。今後の目標管理の取組方を現在検討中です。職員一人ひとりの育成に向けた目標管理制度の趣旨や内容を職員に周知し、目標管理制度が活かされる体制づくりが期待されます。

18

<b>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</b>	<b>b</b>
--	----------

第三者評価結果

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
  - ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
  - イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
  - ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
  - エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
  - オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>  
 職員の教育・研修に関する基本方針は「全体的な計画」等に明示され、実施されています。園ではキャリアアップ研修に取り組み、個人別に対象となる8講座について、受講済・未受講の管理を行い、対象者はほぼ専門リーダー・分野別リーダーの資格を取得しました。研修は相模原市主催や短期大学主催、保育研修業者主催など多岐に渡り、園では研修受講料等を支援しています。勤務時間の制約のため非常勤勤務になっている職員に対する外部研修が実施出来ていません。今後は非常勤職員に対する研修の実施が期待されます。

19

<b>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</b>	<b>b</b>
--	----------

第三者評価結果

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
  - ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
  - イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
  - ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
  - エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
  - オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>  
園では今年度までキャリアアップ研修を主体に教育の機会を確保し推進してきました。キャリアアップ研修は外部で実施されており、園では対象の職員が受講できるよう勤務シフトを組み支援しています。キャリアアップ研修の受講履歴は個人別に把握されていますが、これまで他の階層別研修や職種別研修、テーマ別研修等、外部研修等の職員個々の研修履歴の管理が弱く、個人別年間研修計画がありません。今後、相模原市等で実施している階層別研修への計画的な研修参加と、非常勤職員の教育・研修の実施が期待されます。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20	<b>II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</b>	<b>a</b>
----	---	----------

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
  - ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
  - イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
  - ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
  - エ 指導者に対する研修を実施している。
  - オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>  
新型コロナウイルス感染予防対策を実施しつつ、実習生やインターンシップを受け入れています。申し込みは学校から園に直接申し込んでもらっています。実習生受け入れに関しては、マニュアルを整備し、オリエンテーションを実施しています。事前の面談で、どのクラスの実習を経験してきたかを確認し、実習生の希望も踏まえ、実習クラスや内容などを決めています。主任・副主任は相模原市の実習生受け入れに関する研修会に参加し、プログラム等を準備しています。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	<b>II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。</b>	<b>b</b>
----	---	----------

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
  - ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
  - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
  - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。

- エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>  
 法人ホームページでは理念や保育方針、保育目標、財務内容などを毎年掲載していますが、今年度は事業計画が掲載されていません。ホームページには園内の写真や保育園の一日、年間行事など、パンフレットには保育の理念や保育目標、開園時間などを記載しています。地域支援活動として毎週木曜日に園庭開放・園内開放などを実施しています。第三者評価の受審結果は玄関に冊子を置き、閲覧が可能です。今後、園の事業計画を公開し、自治会等と連携して地域に対しての基本方針やビジョン、役割等を明確にされることが期待されます。

22

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	第三者評価結果 <b>b</b>
---	---------------------

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
  - ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
  - イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
  - ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
  - エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>  
 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われています。園における事務・経理は担当者が実施し、園長が管理しています。園での取り扱いは小口現金のみで、出金は全て法人が管理しています。法人は公認会計士による監査を実施し、監査結果をホームページで公開しています。園における事務・経理・取引等に関するルールは保育士等には周知されていません。また、園に対する法人の内部監査は実施されていません。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	第三者評価結果 <b>a</b>
---------------------------------------	---------------------

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
  - ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
  - イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
  - ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。

- エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
- オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

新型コロナ感染予防により、感染の状況を見ながら地域との交流を行っています。コロナ禍以前は、読み聞かせのボランティアが来所して、紙芝居風にお話を聞かせてもらったり、地域のグループホームと交流し、歌やダンスを披露しています。グループホームの高齢者とは敬老の日にメッセージを渡したり、ハロウィンイベントでメッセージをもらったりして交流しています。コロナ禍以前は自治会の餅つき大会や公園清掃等に参加し、地域の人々との交流を行っています。

24

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
  - ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
  - イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
  - ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
  - エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
  - オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

ボランティア受け入れの体制を整えています。現在コロナ禍で外部からの来訪者は基本的に受け入れていませんが、今後は情報収集を積極的に行い、ボランティア受け入れを進めたい意向です。地域の学校教育などへ協力・連携しています。インターンシップも実施して、例年夏休み頃に保育や食事の体験をしてもらっています。保育では3歳以上児での実習となっています。参加者にオリエンテーションは実施していますが、研修や支援活動は出来ていません。入所時は保護者に知らせています。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>  
 子どもにより良い保育を提供するために必要となる関係機関・団体への連絡などは園長・主任が対応しています。個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を把握し、職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られていますが、リストなどの資料は作成されていません。課題があった際は、相模原市南子育て支援センターに相談・通報し、情報交換をしています。これまで具体的な取組を実施した事例はありません。関係機関のリスト作成や掲示を実施し、職員に虐待発見時の通報義務等を改めて研修・周知することが期待されます。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26	<b>II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</b>	<b>b</b>
----	---	----------

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
  - b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
  - c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
  - イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
  - ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>  
 相模原市私立保育園園長会が毎月開催され、保育に関する地域の課題等の話し合いや研修を実施しています。普段は在園していない乳幼児も、災害時などに保育園で一時預かりをするシステム「災害時乳幼児支援ステーション」を相模原市私立保育園園長会が考案し、災害時の育児支援協定を市と締結しています。園は現在近隣4園共同で災害時の対応施策を準備しています。今後、民生委員・児童委員等との連携強化や、地域に対する定例的な育児相談会などの実施により、地域の具体的な福祉ニーズの把握が期待されます。

27	<b>II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</b>	<b>b</b>
----	---	----------

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。

c)把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

コロナ禍以前は市・自治会主催の「地域防災ネットワーク」に参加し、防災連携の話し合いや、防災訓練等を共に実施してきました。コロナ禍で昨年からの開催が中断しています。東日本大震災時の現地の教訓からスタートした「相模原市災害時乳幼児支援ステーション」事業に参加し、災害時は在園していない子どもも一時預かりするなどの計画を立て、準備しています。自治会や近隣住民等と、災害時の協力体制の構築に向けた話し合いの実施が期待されます。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
  - ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
  - イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
  - ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
  - エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
  - オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
  - カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
  - キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
  - ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>  
 性差により、色を変えたり、活動を分けたりすることはせず、固定的な対応をしないよう配慮しています。外国籍の子どもも在籍していますが、自然な様子で周囲の子どもたちから受け入れられ、クラスの中に溶け込んでいます。子どもの尊重については、「一人ひとりを大切に作る」事が理念とされています。利用者の基本的な人権尊重に関する基本姿勢を明示し、保育計画に反映される事が期待されます。

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
  - ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
  - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
  - ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
  - エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>  
 子どもの人権に関するマニュアルがあり、プライバシーの保護に関しても職員間で共有しています。夏季の屋上でのプール活動の際には、目隠しをし、プライバシー保護対策を講じています。土曜日の異年齢での合同保育は、乳児の保育室を使用しています。トイレに扉がない乳児用の設備のため、年齢の高い子どもへのプライバシー保護への配慮が期待されます。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
  - ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
  - イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
  - ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
  - エ 見学等の希望に対応している。
  - オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>  
 来園した見学者にはパンフレットを渡していますが、園外への配架等はなく、多くの保護者が情報を得ることができるのは法人が作成しているホームページとなっています。見学は随時受け付けていて、個別に園内を案内したり、説明を行っています。法人ホームページに掲載されている「保育理念」・「保育方針」は、保育園として掲げているものと違っているため、適宜見直す必要があります。

31

<b>Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。</b>	<small>第三者評価結果</small> <b>a</b>
--	------------------------------------

**【判断基準】**

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
  - ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
  - イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
  - ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
  - エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
  - オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>  
 「入園のしおり」「重要事項説明書」を用いて保護者にわかりやすく説明をし、同意を得ています。年度始めにクラス懇談会を開催し、園長が保育や運営について説明を行っています。年度末にも懇談会を実施し、年長クラスについては、就学に向けての説明などを行っています。行政の指示により、新型コロナウイルス感染防止への対応のお知らせを配布しました。

32

<b>Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。</b>	<small>第三者評価結果</small> <b>b</b>
---	------------------------------------

**【判断基準】**

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
  - ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
  - イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
  - ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>  
 保育所の利用が終了した後も、保育所としては相談を受けることを歓迎しています。卒園児童が保護者と一緒に顔を見せに来てくれたり、運動会に招待したりする事があります。就学時の保育要録については、研修に参加したり、定められた文書で作成し、小学校へ引き継ぎを行っています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
----	---	---

第三者評価結果

【判断基準】

- a) 利用者満足把握の仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足把握の仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足把握のための仕組みが整備されていない。
  - ア 日々の保育のなかで、子どもの満足把握を向上に努めている。
  - イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
  - ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足把握の目的で定期的に行われている。
  - エ 職員等が、利用者満足把握の目的で、保護者会等に出席している。
  - オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
  - カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>  
 日々の保育の中で子どもの満足状況を把握し、保護者には満足度調査を行っています。園長または主任が個人面談に同席し、保護者の意向を聞きとっています。行事に関するアンケートを毎年実施していますが、保護者の要望を明確にするため、項目の工夫を検討しています。過去に実施したアンケートの事例として、「リレーをやってほしい」という意見があり、職員で意見を出し合い検討した結果、実現しています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
----	--------------------------------------	---

第三者評価結果

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
  - ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
  - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
  - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
  - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。

- オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
- カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
- キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>  
 苦情解決の体制が整えられ、保護者にも周知されています。入園のしおりに記載して入園の際に保護者に説明を行うほか、玄関のコーナーに配架し、保護者が閲覧できるようにしています。ご意見BOXが用意されていますが活用されていません。全クラスに連絡帳があり、保護者は相談や意見をいつでも園に伝えることができます。出された意見については、職員間で話し合い、対策を検討し、対応する姿勢はありますが、公表することは出来ていません。

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。	第三者評価結果  <b>a</b>
---	-------------------------

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
  - ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
  - イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
  - ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>  
 苦情解決の体制についてのお知らせでは、第三者委員始め、他の機関も記載されています。送迎時には、限られた時間の中で保護者とコミュニケーションを取り、話しやすい雰囲気づくりを心掛けています。個人面談や相談記録などの記録があり、朝の職員会議で共有しています。保育室以外の部屋が多くあり、個室で保護者と面談をすることが可能です。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	第三者評価結果  <b>b</b>
---	-------------------------

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。
  - ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
  - イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
  - ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。

- エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>  
 日頃から話しやすい雰囲気を中心、保護者とコミュニケーションを取っています。連絡帳に相談や意見があった場合は、園長・主任に報告し、すぐに対応しています。対応についてマニュアル化はされていませんが、すべてのことが速やかに園長・主任に報告、連絡される体制となっています。対応に差異が生じないように、組織としての対応方法の明確化が期待されます。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37	<b>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</b>	b
----	--	---

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
  - b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
  - c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
  - イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
  - ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
  - エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
  - オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
  - カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>  
 毎月避難訓練を行い、リスクマネジメントの責任者は園長となっています。避難訓練担当が安全チェックや設備等のリスク管理を行い、安全管理について職員会議で話し合う体制を取っています。相模原市や国からの通達、事故事例などは、職員間で共有しています。建物の構造上、階段が急傾斜であったり、外部からの侵入が容易であったりするため、より実効的なリスク管理が望まれます。

第三者評価結果

38	<b>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</b>	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>  
 感染症対応マニュアルがあり、また、相模原市・厚生労働省の感染症ガイドラインを使用して職員に周知徹底を図っています。ガイドラインは改訂されるので、その都度定期的な見直しが必要です。嘔吐物の処理について内部研修を行い、処理方法を共有しています。感染症発生時にはお知らせボードで保護者に発生状況を知らせています。

		第三者評価結果
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a

- 【判断基準】
- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
  - b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
  - c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
- ア 災害時の対応体制が決められている。
  - イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
  - ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
  - エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
  - オ 防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>  
 危機管理マニュアルには、様々な災害に際しての対応がフローチャートで示されています。職員が閲覧し、理解するようにしています。毎月、様々な災害を想定した避難訓練を行っています。自治会の防災会議にも出席し、つながりを持っています。防災に関する連携園が近隣にあり、災害時にはお互い助け合える体制が作られています。備蓄リストが作成され、園長が管理しています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

		第三者評価結果
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	c

- 【判断基準】
- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。

b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。

c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

必要とされるマニュアルは揃えられていますが、保育について職員の経験、レベルによって差が出ないような具体的な実施方法を文書化した手引や手順書はありません。まずは、現行のマニュアルに、実際の保育の実施方法を定め、職員が共有する取組が求められます。

第三者評価結果

41

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

C

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
  - ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
  - イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
  - ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
  - エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

標準的な実施方法が園として決められていてこそ、職員が実際に行えているかどうかを検証することができます。まずは、実際に行われている手順が、子どもの尊重や権利擁護に見合ったものか検証し、職員や保護者の意見を反映させたうえ、園としての手順書の作成が望まれます。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
- イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

指導計画立案の責任者は園長がとなっています。全体の計画が作成され、それに基づいて長期計画(年間保育計画)から短期計画(週案)まで、細やかに立案されています。入園時には調査票があり、アセスメントが行われています。指導計画や日誌には「子どもの姿」を基に「評価反省」が行われ、次の計画に反映される仕組みが確立しています。

第三者評価結果

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
----	----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>  
園としての標準的な実施方法が確立していないため、指導計画との関係性が明確ではありません。ただ、職員会議などで職員間の話し合いが活発に行われており、日々保育の見直しが行われています。行政からの指導で最低基準の見直しをするばかりではなく、「保育の質の向上」という観点からの見直しも期待されます。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
  - ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
  - イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
  - ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
  - エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
  - オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
  - カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>  
個人ごとに児童票があり、記録は施錠できる書庫に保存され、閲覧はいつでも可能です。乳児・障害児は個別指導計画があり、評価反省も行われています。毎朝10分間のミーティングで、子どもに関する情報を共有しています。毎月職員会議が開かれ、ケースについての話し合いや共有が記録されています。その他にリーダー会議があり、状況を共有しています。

第三者評価結果

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
----	----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
  - ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
  - イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
  - ウ 記録管理の責任者が設置されている。
  - エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
  - オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
  - カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

## &lt;コメント&gt;

法人として個人情報保護規定があり、職員にも周知されています。様々な個人情報は事務室の鍵のついた書庫に収納されています。日頃から個人情報の管理については、ミーティングや職員会議で共有しています。記録管理の責任者は園長です。保護者とは、子どもの写真の取り扱いや掲載について説明し、入園の際に書面で同意を得ています。

(別紙2A)

### 第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
  - ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
  - イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
  - ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
  - エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
  - オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画には「保育理念」や「保育方針」、「園の保育目標」、「子どもの保育目標」が記載されています。保育指針にある「保育の目標」などは、そのまま指針の文面通り記載されています。園の計画は、その趣旨を捉えて作成することが必要となりますが、現状では園としての計画に反映されていません。保育所保育の基本という指針の趣旨を捉え、保育園として創意工夫や一貫性のある計画を構成することが求められます。盛り込むべき内容を咀嚼し、整理していく作業を期待します。全体的な計画は園長が作成していますが、保育に関わる職員の参画がありません。定期的な評価と次の作成に生かす作業も期待されます。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

室内は、快適に過ごせるように保たれています。窓が多く、採光や換気も十分に行われています。1階の0、1、2才児クラスは曇りの網入りガラスで覆われていて、外の様子が見えないことを改善の課題と考えています。保育室には手作りおもちゃがあり、0才児のスペースでは、コーナーを設置したり、鏡をつけたりと工夫しています。清掃も行き届き、寝具は幼児がマット(簡易ベッド)、乳児は布団を使用しています。ホールもあり、園全体はゆったりとしています。クラスによっては、一人ひとりがくつろいだり落ち着けるスペースがないと感じています。園庭はありませんが、屋上でプール遊びができ、隣接する公園で低年齢児も安心してゆっくり遊ぶことができます。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
  - b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
  - c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
  - イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
  - ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
  - エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
  - オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
  - カ せかず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

子どもに対する「言葉がけ」を大切にしている、内部研修で取り上げたり、倫理規程にも具体的に例をあげ、使ってはいけない言葉が示されています。職員会議で確認しあい、保育の場面で実践しています。外国籍の子どもや障害のある児童に対しては、全体への指示が理解できずに動けない場合がありますが、個別に丁寧に言葉をかけ、行動を促しています。保育士は基準より多く配置され、一人ひとりに寄り添って言葉がけをしています。3～5才児は合同保育を行い、異年齢集団での生活や活動が多く、3クラスの担任が協力しながら個々の育ちに合わせた保育を進めています。

第三者評価結果

A4

**A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。**

a

## 【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
  - イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
  - ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
  - エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
  - オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

## &lt;コメント&gt;

指導計画には、基本的な生活習慣を身に付ける事ができるよう、年齢なりの課題が取り上げられています。トイレトレーニングに関する決め事はありませんが、保護者と連携を取りながら、その子に応じて進めています。やりたいことを大切にという方針で、一人ひとりのやる気やできることを大切にしながら、さりげなく援助することを実践しており、子どもたちから求められた時に、援助や言葉がけを行っています。3、4、5才児は水筒を持参して、水分補給を行うなど、日常的に自分で考え、判断することに取り組んでいます。保育室の入り口には上着掛けがあり、自ら取りやすいように配慮しています。生活環境の整備は、気づけば常に改善の検討を行っています。手洗いしやすいように、手洗い場のリフォームを予定しています。

第三者評価結果

A5

**A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。**

a

## 【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
  - イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
  - ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
  - エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
  - オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
  - カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
  - キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。

- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

隣接した公園には大きな銀杏の木があり、土管など素朴な遊具が配置され、走り回ったり落ち葉を拾うなど、のびのびと自然とふれあい、探索活動を行っています。隣接する集合住宅の自治会とは、良好な関係性の下、交流が行われています。室内にはブロックなど、創造的な遊びができる環境が用意されています。周辺には公園が多く、徒歩での遠足や芋ほりなど、豊かな自然の中で保育活動ができる環境にあります。園の保育目標の中でも特に「主体性を育てる」事を目指し、様々な取組を行っています。発表会では子どもたちの話し合いをもとに、友だちと協同して取り組んでいます。

第三者評価結果

A6

**A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。**

**a**

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
  - ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
  - イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
  - ウ 子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。
  - エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
  - オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
  - カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

担当制は採用していませんが、少人数のクラスで、愛着関係が形成されています。定員に満たない児童数でも定数の保育士を配置し、ゆとりのある保育を実践しています。保育室は安全に過ごせるよう、マットを敷き、ロッカーの角にはクッション材を貼っています。保育士が工夫してコーナーで仕切り、じっくり遊べるようにしています。探索活動をしやすいように仕掛けやスペースを作っています。手作り環境で、テープの剥がれがあり、誤飲防止の注意が必要です。消毒できない素材であったり、1、2才児との保育室の共有については、感染症対策に配慮が求められます。連絡帳は複写式で、家庭と子どもの様子を共有し、連携を密にしています。

第三者評価結果

A7

**A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。**

**a**

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
  - ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。

- イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- オ 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
- カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

建物の構造や設計上、保育室は奥まったところにあり、外の景色が見えない環境を課題としています。ワンフロアを仕切って保育を行っており、限られた保育室の環境でも探索活動が十分できるよう、押し入れ下のスペースを工夫して、隠れ家的なコーナーを設置しています。公園が隣接しているため、戸外活動が十分行える環境があり、保育士が見守る中、のびのびと遊んでいます。連絡帳で家庭との連携が図られ、また、引き継ぎノートや朝のミーティング、職員会議などで職員間の共有が行われています。

第三者評価結果

A8

<b>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</b>	<b>a</b>
---	----------

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
  - b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
  - c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
  - イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
  - ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
  - エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

3、4、5才児は各クラス10名程度で、合同での活動や生活が多く、3クラスの担任が連携を取りながら環境を整えています。週案は3クラスで作成し、見通しをもった集団での活動が計画されています。週1日外部講師による空手、英語の指導があります。英語については、子どもたちにとって楽しい活動になっているのか、職員間で検証し、話し合い、来年度以降に向けて検討されています。小学校には電話等で、就学児童の様子を伝えています。

第三者評価結果

A9

<b>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</b>	<b>b</b>
--	----------

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
- ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

障害児の保育には、職員を多めに配置し、個別に対応できるようにしていますが、登ってしまうような危険な箇所には囲いを作るなど対策を施しています。一人になれる空間や落ち着けるスペースの確保が難しく、環境面での課題となっています。保護者への伝達は細かに行い、情報を共有していますが、保育者と保護者との連携について、まだ不十分と感じており、今後の課題としています。障害のある子どもについては、アセスメントが行われ、個別の計画が立てられていますが、保護者と共有することはできていません。

第三者評価結果

A10

**A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。**

**a**

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
  - b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
  - c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
  - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
  - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
  - エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
  - オ 子ども在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
  - カ 子ども状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
  - キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

延長保育は平日18時～19時となっています。全体の計画や年間指導計画・月案には延長保育・長時間保育への配慮が記載されています。クラスでも、ミーティングの際に、長時間保育の過ごし方などを検討しています。連絡ボードに連絡事項を書きとめて担当の保育者に渡し、伝達事項のくい違いや伝達もれなどが無いように配慮しています。時間によって異年齢での合同保育になるため、低年齢の子どもと一緒に遊ぶことを踏まえ、安全で適切な玩具を出すようにしています。時間に見合った補食として菓子類のおやつがあります。

A11

<b>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</b>	<b>a</b>
--	----------

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。

- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

接続期の保育は、アプローチカリキュラムや10の姿が指導計画にとりあげられ、それに基づいた保育が行われています。小学校で開催される「秋フェスタ」に参加したり、小学校1年生を招待するなど交流を行っています。戸外活動の際には、連携小学校だけでなく、他の就学予定の小学校にも行き、校庭で遊ぶ小学生を見るなど小学校生活をイメージできるような機会を持てるように配慮しています。相模原市で幼保小連携を目的とした研修会があり、年長児担当職員が参加し、意見交換や交流をしています。2月中に保護者と就学に向けての面談を実施したり、午睡をしない日を設けるなど就学へ向けての取組を行っています。

A-1-(3) 健康管理

A12

<b>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</b>	<b>b</b>
-------------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。

- キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

日々の検温などの時間は決められていますが、健康管理マニュアルや手順書は作成していません。怪我報告書を作成し、担任が保護者に直接伝えられない場合も、怪我をした時の様子、原因、怪我をした部位をしっかりと伝えられるようにしています。入園時には、児童家庭調査を提出してもらい、既往症や予防接種の状況など、保護者から健康に関わる情報を得ています。個人面談の際には母子手帳を持参して見せてもらい、予防接種の状況を追加するなど、必要な情報を常に得るようにしています。保健計画は作成していませんが、毎月法人看護師による「保健だより」が発行されていて、保護者へ情報提供しています。入園のしおりにはSIDSについて記載があり、午睡時の呼吸チェックも決められ、行われています。

		<b>第三者評価結果</b>
A13	<b>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</b>	<b>b</b>

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
  - ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
  - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
  - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

身体測定を毎月、健康診断は隔月、歯科健診は年2回実施しています。各健診の結果は、職員会議や朝のミーティングにおいて職員間で情報共有し、記録し、適切に保管管理をしています。保護者にはその日のうちに結果を伝え、結果によっては病院の受診を勧めています。健康診断・歯科健診の結果が保健に関する計画等に反映され、保育に生かされるような事例や取組はありません。年間指導計画では、健康に関する「ねらい」が立てられていますが、領域としての「健康」には反映されていません。絵本や紙芝居を通して、子どもたちが健康に興味を持てるような取組を行っています。

		<b>第三者評価結果</b>
A14	<b>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。</b>	<b>b</b>

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
- カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>  
 法人としてのアレルギーガイドラインがあり、それを使用して運用しています。除去やメニューの変更については読み上げ、全体に周知できるようにしています。園で対応できないメニューについてはお弁当の持参で対応しています。アレルギー児に対しては、誤った食事を提供しないよう、最初に配るようになり、トレイや食器の色を変えたりしています。給食室からの受け渡しの際、ガイドラインとの相違があるので見直しが必要です。エピペンの使い方やアレルギー児への対処方法を職員研修で共有しており、全職員が対応できるようにしています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15	<b>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。</b>	<b>a</b>
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
  - ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
  - イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
  - ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
  - エ 食器の材質や形などに配慮している。
  - オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
  - カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
  - キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
  - ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>  
 年間指導計画、月案では、食育の内容が記載されています。食事のスペースはゆとりがあり、落ち着いて食事をとっています。食育に関する絵本や紙芝居が豊富に用意されていて、食べ物の出てくる絵本を見せながら、共感できるような言葉がけをしています。トマト、なす、きゅうり、オクラなどの野菜を栽培し、食育に役立たせています。子どもたちは、食べられる量を調整したり、お代わりをすることもできます。給食だよりを毎月発行して情報提供を行い、毎日給食サンプルを展示し、保護者と連携を図っています。保育ボランティアで保育参加が行われる際には、保護者は給食の試食をすることができます。

第三者評価結果

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。	b
---	---

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
  - ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
  - イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
  - ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
  - エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
  - オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
  - カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
  - キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

給食メニューは月2回のサイクルメニューとしています。麦ごはんを取り入れたり、旬の食材を使用したり、月1回「おたのしみ給食」を実施するなどの工夫をしています。残食調査や給食会議を行い、献立や調理の工夫に反映しています。給食会議での話し合いをもとに、子どもたちにとって食べにくいレバーなどを調理方法や味付けの工夫で人気メニューとなった事例があります。給食は栄養士、調理員共に委託業者によって調理されており、実際の食事の様子を見たり、子ども達とのふれあいを持つことが少ない状況です。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
  - ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
  - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
  - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
  - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

各クラス連絡帳があり、家庭と連携しています。送迎時には、その子の様子を伝え、健康に過ごせたり、成長が感じられるような話をしています。早番遅番で伝えられない保護者には、連絡帳で日々の様子を伝えています。懇談会は、それぞれの子どもの様子を聞いたり情報交換の機会となっていました。コロナ禍以降実施を見合わせています。園だより、クラスだよりが発行され、保育内容や保育の意図を保護者に伝えています。ドキュメンテーションを作成し、掲示して保護者に保育の様子を伝えています。家庭の状況や情報交換の内容は、朝ミーティングで共有され、ノートに記録されています。

A-2-(2) 保護者等の支援

		第三者評価結果
A18	<b>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。</b>	<b>a</b>

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようになるための支援を行っていない。
  - ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
  - イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
  - ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
  - エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
  - オ 相談内容を適切に記録している。
  - カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>  
 送迎時に保育園での様子を話し、コミュニケーションを取る様にしてしています。個人面談が行われ、16:00～16:30の間一人15分程度の時間を取っています。クラス担任と園長もしくは主任が同席し、保育士では対応できない相談について、適切な助言を行っています。保護者からの希望で行われることもありますが、あらかじめ保育園で聞きたいことをまとめておいてもらい、限られた時間を有効に使えるようにしています。相談記録、個人面談記録が保管されています。クラス懇談会は、年度始めや終わりに実施され、園長が保育の説明を行っています。

		第三者評価結果
A19	<b>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</b>	<b>a</b>

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
  - ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
  - イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
  - ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
  - エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
  - オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
  - カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
  - キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

## &lt;コメント&gt;

虐待防止マニュアルがあります。相模原市が作成した「児童虐待早期発見・対応の手引き」があり、それに基づいて取組が行われています。緊急時対応のフローチャートが作成されていますが、園長・主任に速やかに伝えられ、対応をする体制が作られています。自宅での怪我は必ず理由を聞くようにし、身体測定時全身をさりげなく見て、あざ等がないかを見るようにしています。また、育児等で悩んでいる家庭には、面談をして話を聞き、保育時間の相談など保育園で協力出来る事は積極的に提案するようにしています。虐待防止についての研修に副主任が参加し、研修後、園内研修として職員で共有しています。

## A-3 保育の質の向上

## A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
-----	---	---

## 【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
  - イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
  - ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
  - エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
  - オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
  - カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

## &lt;コメント&gt;

保育日誌、月案に、評価反省の欄があり、日々・1ヶ月ごとに保育を振り返り、良かった点、改善した方がいいと感じる事などが記載されていて、次の日、次の月の保育に生かしています。複数担任のため、それぞれがどうかかわりたいかを話し合い、保育に反映させています。個々の保育士が行う保育実践についての自己評価は年度末に実施され、それをもとに園長・主任が、職員一人ひとりと面接を行っています。個々の自己評価をもとに職員相互で話し合ったり振り返りを行い、園全体の自己評価につなげるような取組が期待されます。

**Fields**  
株式会社 フィールズ

**株式会社フィールズ**

〒251-0024 藤沢市鶴沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323